告示

埼玉県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年十一月六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　就任

職名	氏名	住所
理事	柿沼　勲	埼玉県羽生市大字桑崎八百九十四番地
同	小峰　裕幸	同　小須賀千二十五番地
同	荻野　時男	同　加羽ケ崎四十五番地一
同	齋藤　一利	同　中手子林九百三十二番地
同	戸山　秀之	同　今泉九百十三番地五
同	腰塚　隆	同　三田ケ谷二百八十六番地
同	田部井　政明	同　上村君六十九番地一
同	野中　厚	加須市大越二千百九十四番地
同	渡邉　正男	町屋新田千二百十番地
同	木村　欽一	岡古井千二百三十九番地
同	小倉　敬翁	上三俣千五百二十七番地
同	遠藤　雅彦	阿佐間千三十五番地
同	羽鳥　隆哲	砂原八十一番地
同	染谷　博	北平野二百二十三番地一
同	石和田　好男	旗井七百七十九番地
同	新井　哲夫	久喜市高柳二百十二番地一
同	平井　裕治	栗橋東六丁目八番十七号
同	木村　実	河原代六百十二番地
同	萩原　克代	羽生市大字弥勒千三百二番地一
同	儘田　光子	加須市下谷二百八十五番地
監事	柿沼　繁	羽生市大字小須賀六百六十五番地二
同	江森　茂	加須市旗井五百二十九番地
同	籠宮　博	久喜市新井四百二番地一

二　退任

32df2f51b74ce960597b14a0b73cd297

職名	氏名	住所
理事	飯塚精一	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	堀口喜司	同　大字上岩瀬二千六百七十五番地一
同	小峰裕幸	同　小須賀千二十五番地
同	中村米二	同　上川崎百三番地
同	間篠良行	同　中手子林千三百二十一番地
同	五月女行一	同　今泉千百五十二番地
同	奥澤武	同　三田ケ谷五百二十四番地
同	樹森信雄	同　上村君百七番地
同	野中厚	同　加須市大越二千百九十四番地
同	森博司	同　戸川六十番地一
同	木村欽一	同　岡古井千二百三十九番地
同	江森正	同　北篠崎三百四十八番地
同	遠藤雅彦	同　阿佐間千三十五番地
同	羽鳥隆哲	同　砂原八十一番地
同	染谷博	同　北平野二百二十三番地一
同	石和田好男	同　旗井七百七十九番地
同	橋本武雄	同　久喜市高柳九百九十七番地
同	平井裕治	同　栗橋東六丁目八番十七号
同	平井悟	同　河原代八百五十九番地一
同	飯塚真砂美	同　羽生市北二丁目二番四号
同	儘田光子	同　加須市下谷二百八十五番地
監事	小林茂	同　羽生市大字羽生八百五十六番地
同	大川宏	同　加須市上樋遣川四千三百八十五番地
同	籠宮博	同　久喜市新井四百二番地一